

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

議決権行使のお願い

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

詳細は4ページ
から6ページ
までをご覧ください。



郵送



インターネット

株式会社 東邦銀行

証券コード：8346



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り書面またはインターネット等により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会のご出席につきましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分ご留意いただき、ご来場を見合わせていただくことも慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、一昨年からとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループをご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第117回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いです。

2020年6月

取締役頭取 **北村清士**



企業理念

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、
地域を見つめ、地域とともに歩み、
総合的な金融サービスをもって、
「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな
くらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、
進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、
心が通いあう活きた組織をもって
お客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、
ふるさと「ふくしま」を愛し、
新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、
お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

第117回定時株主総会招集ご通知 目次

第117回定時株主総会 招集ご通知

P.1

株主総会の開催概要をご確認いただけます。

議決権行使についてのご案内 P.4

議決権の行使方法の詳細をご説明しております。

事業報告

P.7

2019年度の取り組み、今後の課題等をご確認いただけます。

1. 当行の現況に関する事項 P.7

2. 会社役員（取締役）に関する事項 P.22

3. 社外役員に関する事項 P.24

4. 当行の株式に関する事項 P.26

5. 当行の新株予約権等に関する事項 P.27

6. 会計監査人に関する事項 P.27

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針 P.28

8. 業務の適正を確保する体制 P.29

9. 特定完全子会社に関する事項 P.33

10. 親会社等との間の取引に関する事項 P.33

11. 会計参与に関する事項 P.33

12. その他 P.33

計算書類

P.34

第117期末貸借対照表 P.34

損益計算書 P.35

連結計算書類

P.36

第117期末連結貸借対照表 P.36

連結損益計算書 P.37

監査報告書

P.38

株主総会参考書類

P.43

株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件 P.43

第2号議案 監査等委員である取締役以外の
取締役6名選任の件 P.44

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 P.51

〈ご参考〉社外取締役の独立性判断基準 P.58

株主の皆さまへ

福島県福島市大町3番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取 北村 清士

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染防止にかかる政府、都道府県等の対応状況を踏まえ慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康状態には十分ご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご来場を見合わせていただく場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）（4頁～6頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに、可能な限り事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止の対応にかかる株主の皆さまへの詳細なお願いにつきましては、3頁をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場所	<p>福島県福島市大町3番25号</p> <p>当行本店 8階大会議室</p> <p>（最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。）</p>
3	目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第117期（<small>2019年4月1日から 2020年3月31日まで</small>）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 第117期（<small>2019年4月1日から 2020年3月31日まで</small>）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件</p>

以上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書 ② 計算書類の個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書 ④ 連結計算書類の連結注記表

(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。
(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)
- 当行招集ご通知は、当行ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) に掲載されています
(和文および、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳)。

株主のみなさまへのお願い ～新型コロナウイルス感染防止の対応について～

当行第117回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染防止等の状況が継続した場合における当行の対応につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。
株主の皆さまのご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使について

- ①株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、**本株主総会につきましては、可能な限り書面または電磁的方法（インターネット等）（4～6頁）により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。**
- ②株主総会にご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分にご留意いただき、ご来場を見合わせていただくことも慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

2. 当日の株主総会の運営について

- ①当日、ご来場の株主さまの体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。なお、例年よりもご入場いただくまでにお時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
- ②ご来場の株主さまにはマスクをご着用いただき、受付前にご用意したアルコール消毒液による手指の消毒など、感染防止にご協力ください。
- ③株主総会の運営に関わる当行関係者も、検温を含めて体調を確認のうえマスクを着用させていただきますので、予めご了承ください。
- ④会場内の株主さまの座席につきましては、例年よりも間隔をあけて配置させていただき予定でございます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホームページより、発信いたします情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

(<http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html>)。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）午後5時30分受付分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

！ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

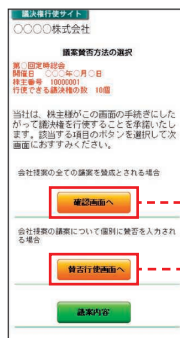


「ログイン用QRコード」はこちら



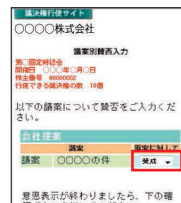
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

二回目以降のログインの際は…
次頁の記載のご案内にしたがってログインしてください。→

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

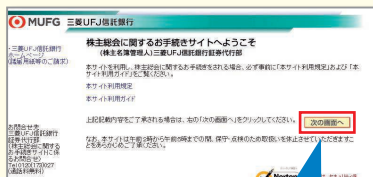
重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

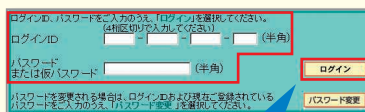
1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



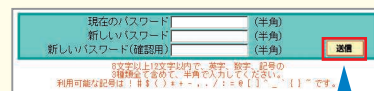
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された 「ログインID」及び 「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認 用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- (3) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使用していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル **0120-173-027**（受付時間 9時～21時、通話料無料）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、東日本大震災からの復興支援さらには地域の成長に向けた取り組みを積極的に展開しております。

ロ 金融経済環境

(国内経済)

2019年度のわが国経済は、個人消費が持ち直し、雇用情勢が着実に改善するなど緩やかに回復したものの、年度末においては世界的に急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に下押しされ、急速に減速しました。

(福島県内経済)

主要な営業基盤である福島県内の経済については、個人消費が緩やかに改善するなど、総じて緩やかな回復基調にありましたが、秋口に発生した令和元年台風第19号等の大雨災害による甚大な被害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不透明感が強まり、年度末には下降局面となりました。

(金融環境)

長期金利の指標となる10年国債利回りは、日本銀行によるマイナス金利政策を含む金融緩和政策のもとで△0.28%～0.08%の水準で推移しました。

日経平均株価につきましては、世界的な利下げに伴いあらゆる資産価格が上昇

したことを背景に、2020年1月をピークに24,000円台まで上昇しましたが、期末にかけて世界的に急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末には急低下し、18,917円となりました。

ハ 事業の経過およびその成果

このような経済環境のもと、当行は、長期ビジョン「^{ふるさと}地域を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」の実現に向けて、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」を展開しており、以下の5つの基本方針にグループ一体となって取り組んでまいりました。

<「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」の基本方針>

1. ふるさと総活躍実現のための積極的貢献
2. 「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進
3. 変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立
4. 地域・お客さまの成長を担う人材の育成
5. 働き方大改革推進によるいきいき職場づくり

長期ビジョン

ふるさと

地域を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で

～ より大きく・より強く・よりたくましく ～

(業容) (収益性) (健全性)

中期経営計画

計画名称

とうほう“健康バンク・健全バンク”計画

(とうほう健康・健全バンクプラン)

計画期間：2018年4月～2021年3月

- ◆健康バンク：金融機関を取り巻く経営環境の大きな変化は好機。地域・お客さまとともに成長し続ける地域金融機関
【収益性】
- ◆健全バンク：健全な業務運営、健全な財務体質を通じ、地域・お客さまの信頼に応え続ける地域金融機関
【財務体質】

基本方針

- I. ふるさと総活躍実現のための積極的貢献
- II. 「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進
- III. 変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立
- IV. 地域・お客さまの成長を担う人材の育成
- V. 働き方大改革推進によるいきいき職場づくり

〈ふるさと総活躍実現のための積極的貢献〉

東日本大震災からの復興や地域のさらなる成長に向け、円滑な資金供給や産業活性化に資する取り組みを進めたほか、地域の創生・発展やお取引先の販路拡大等の復興支援事業などにも積極的に参画してまいりました。加えて、令和元年台風第19号等の被害からのお取引先の復旧支援にも尽力してまいりました。

地域の創生・発展への取り組みとして、起業や新規事業参入を希望されるお客さまをサポートするため「とうほう“起業家応援”相談会」や「とうほう創業支援塾」を定期的開催いたしました。また、お取引先の販路拡大等の支援として、2019年7月から販売先開拓ニーズのあるお客

さまに、当行のお客さまネットワークからマッチングする「販路開拓ビジネスマッチング」を開始いたしました。2020年3月には法人営業部を「地域商社事業部」に改称し、金融コンサルティングに加えて、販路拡大、ビジネスマッチング、ネットワーク構築支援、人材紹介業務等お取引先の成長支援に向けたコンサルティング機能を一層充実いたしました。

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故で被災されたお客さまに対し、地域経済活性化支援機構や中小企業再生支援協議会などの外部機関とも連携しながら、経営支援・事業再生支援に積極的に取り組んでまいりました。

令和元年台風第19号をはじめとした一連の豪雨等において広範囲で甚大な被害

が発生したことを踏まえ、当行を含む被災都県の地域金融機関20行および日本政策投資銀行、ゆうちょ銀行、商工組合中央金庫などを組合構成員とする「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」を設立し、円滑な資金供給に取り組んでまいりました。



とうほう創業支援塾

「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進

多様化する地域・お客さまのニーズにしっかりと応えるため、お客さまの立場に立った営業戦略を展開してまいりました。

個人のお客さまをサポートする取り組みとして、「赤ちゃん世代」から「シニア世代」まで、ライフサイクルに応じて多様なニーズに対応した各種商品の提供に努めてまいりました。

お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）として、お客さまのニーズに適した商品の提案を行うとともに、お客さまの利便性向上を目的とした「タブレット端末の活用」やとうほう証券との連携によりグループ体での販売体制として幅広い資産運用ニーズに対応しております。また、人生100年

時代ともいわれる長寿化の進展に伴い、資産運用・承継ニーズが高まるなか、2019年9月に「個人コンサルティング営業部」を「コンサルティング・信託営業部」に呼称変更し、信託機能等を活用した相続・贈与のコンサルティング業務を強化するとともに、「銀行・信託・証券」連携により、お客さまの資産形成ニーズ等に幅広く対応しております。

事業を営むお客さまへの取り組みとしては、「経営課題提案型営業」の展開により、事業承継やM&A（企業の合併・買収）、ビジネスマッチングなど、お取引先の抱える経営課題の解決に積極的に取り組んでおります。

また、フィンテック（注1）の取り組みとしては、2019年6月より、「とうほうスマホ通帳プラス」に、スマートフォンの指紋認証・顔認証を使った簡単ログイン、WEB照会機能を追加いたしました。

（注）1. 「Finance」「Technology」の2つを併せたIT技術を活用した金融サービス。



〈変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立〉

当行の持続的な成長を見据え、変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立に向け、アライアンス（提携）戦略の展開ならびに全行的な業務効率化等を進めてまいりました。

アライアンス（提携）戦略として「TSUBASAアライアンス」（参加行：当行・千葉銀行・第四銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・北越銀行・武蔵野銀行・滋賀銀行）に参加しており、2019年9月には次期基幹系システム（注2）として「TSUBASA基幹系システム共同化（注3）」に参加する基本合意を締結し、移行に向けた取り組みを進めております。



「TSUBASA基幹系システム共同化」に参加する基本合意締結

(注) 2. 銀行システムにおいて、預金業務や貸出業務、為替業務等を担う中核となるシステムを意味します。

3. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社が構築した、開発・運用・保守を共同で行うシステムです。

さらに、2019年10月には、当行水戸支店内に千葉銀行つくば支店水戸法人営業所がオープンするなど、TSUBASAアライアンスの連携を強化するなかで、システム面にとどまらず、お客さまへの金融サービス高度化に向けた取り組み等についても着実に進めております。



当行水戸支店内に
千葉銀行つくば支店水戸法人営業所オープン

また、福島銀行、大東銀行と「3行連携協定」によるメールカー（注4）の共同運行、メールセンター業務の共同運用に加え、2019年7月からはお客さまの利便性向上を目的に「相続届」を共通書式へ変更するなど、事務の合理化および効率化等に向けた取り組みをさらに進めております。

(注) 4. 各銀行で取扱う手形、小切手、税公金の書類等を搬送する車輛。

業務効率化に向けた取り組みとして、ATMに磁気不良キャッシュカード等の修復機能を追加したほかインターネット上で24時間・365日個人ローンの申込を受付するWEB完結ローンを開始するなど、営業店業務の効率化とともにお客さまの利便性向上にも努めてまいりました。

ガバナンス体制のより一層の充実に向けた取り組みとして、2018年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、2019年6月には社外取締役が取締役の3分の1以上を占めるなど、監査・監督機能の強化ならびに取締役会の活性化を図っております。加えて、代表取締役と社外取締役で構成する「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等を審議しており、経営の透明性・客観性を確保した体制を構築しております。

〈地域・お客さまの成長を担う人材の育成〉

地域・お客さまの成長を担うために、幅と厚みのある人材育成およびキャリア支援に積極的に取り組んでまいりました。

企業内大学として体系化しております「とうほうユニバーシティ」を中心として充実した研修プログラムを整備し個々人のキャリアデザインやモチベーションアップを支援しております。具体的には、自宅で学習可能なeラーニングやTV会議システムを活用した「TOHO Morning School」 & 「TOHO Evening School」、 「TOHO Weekend School」により、業務開始前・終了後・週末の時間を有効活用できる体制を構築するとともに、休日セミナーなどの自己啓発を支援する多彩な仕組みを整備しており、従業員の主体的な成長を促進する取り組みを進めております。

また、国内外の大手企業や官公庁、大学院等への研修派遣も積極的に実施しております。特に行外研修制度である福島大学派遣コースにおいては、4年間の派遣を経て2020年3月に卒業生を輩出するなど、充実した人材育成体制を構築しております。



「TOHO Morning School」 & 「TOHO Evening School」



福島大学派遣コースにおいて卒業生輩出

〈働き方大改革推進によるいきいき職場づくり〉

「人を大事にする経営」を基本とし、「働き方大改革」の推進により、従業員の働きがいの向上ならびに生産性の向上に向け、さまざまな施策を実施してまいりました。

従業員の働きがいを向上させる取り組みとして、2019年5月には町内会や消防団活動への参加等、地域社会への貢献を目的として「地域貢献休暇」を創設、2019年6月には、スキルの活用・獲得、地域貢献、人脈作りを主たる目的として「副業・兼業」を解禁、2019年7月には、ライフサイクルに応じた再就業の機会拡大を図るため「再雇用制度の拡充」を行っております。また、2019年10月には共働き夫婦における帯同転勤を可能とする「配偶者帯同転勤制度」を新設いたしました。

生産性向上の取り組みとして、完全フレックスタイム制により、柔軟で多様な働き方を可能とし、業務の効率と生産性を高めるとともに、総勤務時間の短縮を通じて従業員のワーク・ライフ・バランスや自己啓発を促進しております。

また、「とうほう・みんなの健康宣言」の下、従業員とその家族のこころとからだの健康保持・増進に取り組んできた結果、経済産業省および日本健康会議が実施する健康経営優良法人認定制度において、3年連続で「健康経営優良法人 2020（ホワイト500）」に認定されました。



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

3年連続で「健康経営優良法人 2020（ホワイト500）」に認定

〈SDGs／ESGへの取り組み〉

地域社会の持続的成長に貢献していくため、「とうほうSDGs宣言」を制定し、SDGs／ESGへの取り組みをより一層推進しております。

「とうほう SDGs宣言」

東邦銀行グループは、国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、地域の持続的な成長を実現するため、次にかかげる地域の社会・環境課題に取り組んでいくことを宣言します。

2020年2月21日
取締役頭取 北村 清士

<p>1 地域経済・社会 地域経済とコミュニティの活性化に貢献する</p>	
<p>2 高齢化 高齢者の安心・安全な生活を支える</p>	
<p>3 金融サービス より良い生活をおくるための金融サービスを提供する</p>	
<p>4 ダイバーシティ ダイバーシティ・働き方改革を推進する</p>	
<p>5 環境保全 持続可能な環境の保全に貢献する</p>	

「とうほうSDGs宣言」

【環境】

福島県が推進する「企業の森林（もりづくり）」制度に継続参画し、12回目を迎えた植林活動「とうほう・みんなの森づくり」を2019年5月に相馬市で実施いたしました。

また、2006年より販売している自然環境保護ファンド「尾瀬紀行」から収受した運用管理費用の一部を公益財団法人尾瀬保護財団に寄付いたしました。

資源問題への取り組みとして、紙の通帳を発行しない「通帳アプリ」の展開やペーパーレス会議を積極的に実施することに加え、世界的に問題となっているプラスチックごみの削減に向け、2019年10月に「とうほうプラスチックスマート宣言」を制定いたしました。2020年2月には、東北の金融機関で初めて「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」（注5）の提言に賛同を表明いたしました。

（注）5. G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示および金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された組織。



とうほう・みんなの森づくり



公益財団法人尾瀬保護財団へ寄付

[社会]

金融教育支援の取り組みとしましては、9年連続で福島大学での当行提供講座「地域金融論」を開講するとともに、第8回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会の開催などに取り組んでまいりました。

地域のスポーツ振興の取り組みとしましては、2019年11月に当行陸上競技部員による「とうほう・みんなの陸上教室2019」を開催しております。2020年2月には、地域スポーツ振興への貢献のため、当行野球部が小中学生を対象に「野球教室」を開催いたしました。

また、病気治療の子どもと看病する家族の宿泊施設「パンダハウス」の運営サポートや「パンダハウスを育てる会」に対し寄付を行っております。



福島大学での当行提供講座「地域金融論」



全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会



とうほう・みんなの陸上教室2019

こうした取り組みの結果、2019年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

〈業績の概要〉

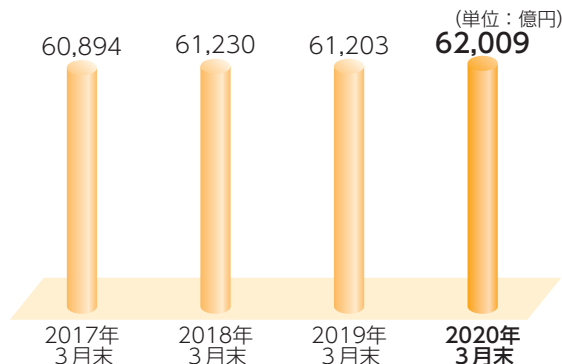
[預金、譲渡性預金等]

預金につきましては、個人預金と法人預金が引き続き順調に推移したことなどにより、前年度末比1,276億円増加し、5兆3,236億円となりました。また、譲渡性預金を含む総預金は、前年度末比1,263億円増加し、5兆7,964億円となりました。

預金以外の預かり資産は、投資環境の悪化等により前年度末比458億円減少し、4,044億円となりました。

総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は、個人預金と法人預金の増加を主な要因として前年度末比805億円増加し、6兆2,009億円となりました。

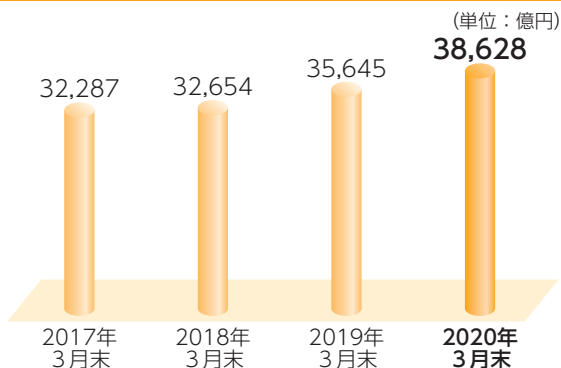
総預かり資産残高【総預金+預かり資産】



[貸出金]

貸出金につきましては、取引先企業や個人のお客さまのニーズに幅広く積極的にお応えした結果、前年度末比2,982億円増加し、3兆8,628億円となりました。

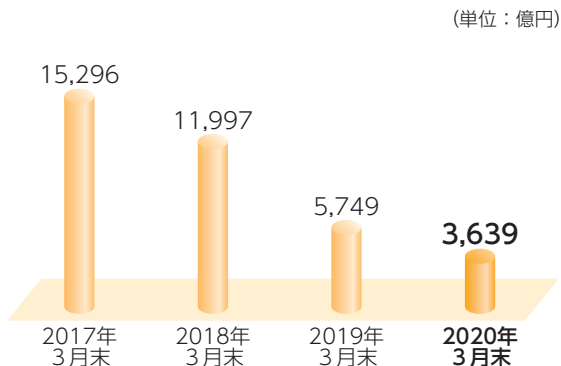
貸出金



[有価証券]

有価証券につきましては、世界的な金融緩和環境が続くなか、中長期的な金利リスク回避の観点から内外の市場運用を抑制方針とし、期末残高は前年度末比2,109億円減少し、3,639億円となりました。

有価証券



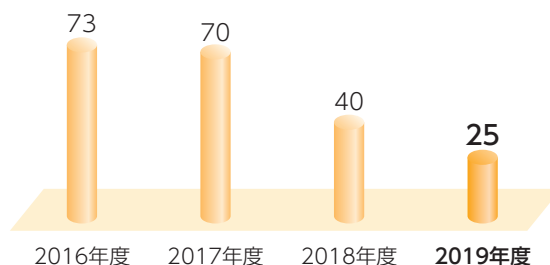
[損益]

経常収益は、資金運用収益の減少などにより、前年度比101億2百万円減少して559億96百万円となりました。経常費用は、一部大口先を含む取引先の業況悪化要因等を踏まえ貸倒引当金繰入額が増加しましたが、国債等債券売却損が大きく減少したことなどにより、前年度比80億28百万円減少して521億8百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比20億73百万円減少して38億88百万円、当期純利益は前年度比15億12百万円減少して25億54百万円となりました。また、連結の経常利益は43億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は27億27百万円となりました。

単体当期純利益

(単位：億円)



二 店舗等

経営効率化と営業力強化を目的として併設型店舗方式により2019年10月に松山支店を東福島支店内へ移転したほか、全8カ店を併設店舗化しております。

今後も新たな店舗形態への転換等も含め、お客さまの満足度向上を目指してまいります。

ホ 対処すべき課題

金融業界を取り巻く環境は、マイナス金利政策を含む金融緩和政策の継続や人口減少によるマーケットの縮小、デジタルライゼーションの進化等大きく変化しております。一方で、足下では新型コロナウイルスの感染拡大が全世界・全産業に影響を与えており、先行きの不透明感が増しております。

主たる営業基盤である福島県においては、福島イノベーションコースト構想が進展しており、あらたな産業の振興等が期待されるとともに、東北中央自動車道などの交通インフラ整備が進む状況にあります。

こうした環境認識を踏まえ、最終年度を迎えた中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」のもと、環境変化に応じてビジネスモデルの変革を進めつつ、お客さま・お取引先の復興支援・円滑な資金供給等を徹底し、当行の長期ビジョンである「ふるさと地域を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」の実現を目指してまいります。

あわせて、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまからのご期待にお応えできるよう、法令等遵守態勢やリスク管理態勢、コーポレートガバナンス体制をより一層充実・強化し、地域とともに成長できるように、グループの総力をあげて取り組んでまいります。

皆さまにはより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

イ 単体業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	52,368	52,298	51,959	53,236
定期性預金	12,644	12,454	12,118	11,756
その他	39,724	39,843	39,841	41,479
貸出金	32,287	32,654	35,645	38,628
個人向け	6,987	7,408	7,733	7,867
中小企業向け	9,495	10,268	10,678	10,969
その他	15,804	14,977	17,233	19,791
商品有価証券	1	8	0	0
有価証券	15,296	11,997	5,749	3,639
国債	5,910	4,510	1,568	477
その他	9,386	7,486	4,181	3,162
総資産	60,141	60,174	58,999	60,101
内国為替取扱高	278,617	261,924	258,986	260,362
外国為替取扱高	百万ドル 1,058	百万ドル 1,057	百万ドル 1,148	百万ドル 1,124
経常利益	百万円 10,629	百万円 10,162	百万円 5,961	百万円 3,888
当期純利益	百万円 7,384	百万円 7,083	百万円 4,066	百万円 2,554
1株当たり当期純利益	円 銭 29 29	円 銭 28 10	円 銭 16 13	円 銭 10 13
信託財産	0	—	0	9
信託報酬	百万円 0	百万円 —	百万円 —	百万円 0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

□ 連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	703	706	724	634
経常利益	106	110	57	43
親会社株主に帰属する当期純利益	70	73	35	27
包括利益	0	58	△28	△21
純資産額	1,961	1,999	1,951	1,909
総資産	60,232	60,271	59,101	60,207

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	前年度末	当年度末
使用人数	2,136人	2,079人
平均年齢	41年 4月	41年 9月
平均勤続年数	17年 7月	18年 0月
平均給与月額	380千円	382千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	前年度末	当年度末
福島県	106店	106店
東京都	2	2
宮城県	5	5
山形県	1	1
茨城県	2	2
栃木県	1	1
新潟県	1	1
合計	118	118

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を190か所(前年度末201か所)設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を147か所(前年度末は146か所)設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、下記の2か所新設し、5か所を店舗内から店舗外へ変更、18か所廃止いたしました。

○新設

イオンタウン郡山第二 (郡山市) ヨークベニマル原町店 (南相馬市)

○変更

松山支店 (福島市) 飯野支店 (福島市)
 会津本町支店 (会津若松市) 梁川支店 (伊達市)
 郡山大町支店 (郡山市)

○廃止

フレスコキクチ丸森店 (伊具郡丸森町) 松村総合病院 (いわき市)
 フレスコキクチ角田店 (角田市) 郷ヶ丘 (いわき市)
 フレスコキクチ山下駅前店 (巨理郡山下町) クレハいわき工場 (いわき市)
 保原駅前 (伊達市) マルト新錦店 (いわき市)
 道の駅猪苗代 (耶麻郡猪苗代町) リオン・ドール猪苗代店 (耶麻郡猪苗代町)
 へるすぶらざ山鹿 (会津若松市) イトーヨーカ堂平店 (いわき市)
 泉中央駅 (仙台市泉区) リオン・ドール矢吹店 (西白河郡矢吹町)
 日東紡績福島第二工場 (福島市) イトーヨーカ堂福島店 (福島市)
 ヨークベニマル金屋店 (郡山市) リオン・ドール鎌田店 (福島市)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,702
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店舗関連（新築・改修）	338
ソフトウェア	2,963
システム機器	324

ハ 重要な設備の処分・除却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町 3番25号	証券業務	2015年 8月28日	3,000百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町 5番6号	リース業務	1985年 3月20日	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町 4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	1985年 4月15日	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町 4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	1990年 7月12日	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町 4番4号	信用保証業務	1985年 3月20日	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町平野 字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	1983年 10月14日	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町平野 字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	2012年 3月1日	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区中央 1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	2018年 9月14日	1,353百万円	—%	関連法人等

(注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の8社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四銀行・八十二銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引き出し手数料が無料となるサービスを行っております。
4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行、株式会社武蔵野銀行および株式会社滋賀銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
北村 清士	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】	
竹内 誠司	専務取締役(代表取締役) 郡山営業部長 営業本部【副】	
佐藤 稔	専務取締役(代表取締役) 事務本部長 事務本部【正】・人事部【正】	
青木 智	専務取締役(代表取締役) 総合企画部【正】・コンプライアンス・リスク統括部【副】	
坂井 道夫	常務取締役 コンプライアンス・リスク統括部長 コンプライアンス・リスク統括部【正】・総合企画部【副】	
須藤 英穂	常務取締役 本店営業部長 営業本部【副】	
石井 隆幸	常務取締役 いわき営業部長 営業本部【副】	
横山 貴一	常務取締役 総務部【正】・市場金融部【正】・人事部【副】	
田口 信太郎	取締役(社外)	
渡部 速夫	取締役(社外)	エイブリック株式会社 常勤監査役
丹野 真助	取締役常勤監査等委員	
阪路 雅之	取締役常勤監査等委員	
赤城 恵一	取締役監査等委員(社外)	
原 徹	取締役監査等委員(社外)	
藤原 隆	取締役監査等委員(社外)	
青野 亜佐緒	取締役監査等委員(社外)	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事

- (注) 1. 当行は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役のうち、田口信太郎、渡部速夫、赤城恵一、原徹、藤原隆および青野亜佐緒は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当行は田口信太郎、渡部速夫、赤城恵一、原徹、藤原隆および青野亜佐緒を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
4. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位および担当
宮智宏	常務執行役員 営業本部長
吹光一	常務執行役員
海重貴	上席執行役員 東京支店長
若菜正典	上席執行役員 事務本部副本部長兼総合企画部担当部長
小野重喜	上席執行役員 小名浜支店長
横山芳一	上席執行役員
菊地健一	執行役員
木城清市	執行役員 営業本部副本部長
高橋伸二	執行役員
安藤利之	執行役員 会津支店長
佐藤卓夫	執行役員 業務支援部長
添田俊樹	執行役員 営業本部副本部長兼地域商社事業部長
土屋広行	執行役員 システム部長
遠藤勝利	執行役員 仙台支店長
澤田誓己	執行役員 原町支店長兼富岡支店長兼大熊支店長
日黒寛	執行役員 営業本部副本部長
高橋由美子	執行役員 事務企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	13名	269
取締役（監査等委員）	6名	71
計	19名	340

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬等9百万円（うち賞与1百万円）は含めておりません。
 2. 2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の確定金額報酬限度額は年額345百万円、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含めておりません。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記6名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容
田口信太郎	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。
渡部速夫	
赤城恵一	
原徹隆	
藤原	
青野亜佐緒	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
取締役	渡部 速夫	エイブリック株式会社 常勤監査役
取締役	青野 亜佐緒	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 田口 信太郎	7年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席	長年、メディア業界に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 渡部 速夫	3年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席	金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 監査等委員 赤城 恵一	4年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員 会22回中すべてに出席	長年、地方行政に携わった経験を基に積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
取締役 監査等委員 原 徹	4年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員 会22回中すべてに出席	金融業務に精通した視点から、積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
取締役 監査等委員 藤原 隆	3年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員 会22回中すべてに出席	長年、国家行政に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
取締役 監査等委員 青野 亜佐緒	4年9か月	当年度開催の取締役会 23回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員 会22回中すべてに出席	弁護士としての専門的知見および経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	53	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株 (自己株式442千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 13,550名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,768 千株	4.27 %
東邦銀行従業員持株会	10,107	4.01
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
日本生命保険相互会社	9,923	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,590	3.40
福島商事株式会社	8,436	3.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,728	2.27
日東紡績株式会社	4,746	1.88
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,726	1.87
東北電力株式会社	4,658	1.84

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（442千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江見睦生	65	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高嶋清彦		(注) 4.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中桐徹		

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額72百万円。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令遵守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務に係る報酬等は1百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の 決定の方針

- イ 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を

含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危

機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

二 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ② 取締役会は、中期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施

策を機動的に策定する。

- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

ヘ 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。
- ② 当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当取締役と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

ト 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受ける。

また、監査等委員は、取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。
- ③ 監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第117期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（15回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に定期的に報告いたしました。

ロ 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（12回）およびALM委員会（20回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ハ 当行の職務の効率性確保

取締役会を23回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を54回開催いたしました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略策

定・実行委員会（3回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ニ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）いたしました。また、グループ戦略会議（12回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

ホ 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と12回、会計監査人と11回情報交換を実施いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第117期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	1,619,109
現金	49,110
預け金	1,569,998
買入金銭債権	9,701
商品有価証券	16
商品地方債	16
金銭の信託	5,450
有価証券	363,966
国債	47,727
地方債	39,856
社債	116,982
株式	38,902
その他の証券	120,496
貸出金	3,862,816
割引手形	4,936
手形貸付	75,393
証書貸付	3,583,484
当座貸越	199,002
外国為替	1,203
外国他店預け	1,203
買入外国為替	0
その他資産	107,621
未決済為替貸	255
前払費用	169
未収収益	2,754
金融派生商品	6,815
金融商品等差入担保金	1,863
その他の資産	95,762
有形固定資産	37,178
建物	10,774
土地	22,156
リース資産	450
建設仮勘定	174
その他の有形固定資産	3,623
無形固定資産	5,286
ソフトウェア	2,064
リース資産	0
その他の無形固定資産	3,222
前払年金費用	751
繰延税金資産	7,083
支払承諾見返	5,582
貸倒引当金	△15,635
資産の部合計	6,010,132

科目	金額
負債の部	
預金	5,323,610
当座預金	506,116
普通預金	3,503,251
貯蓄預金	54,887
通知預金	3,536
定期預金	1,172,519
定期積金	3,097
その他の預金	80,202
譲渡性預金	472,867
外国為替	153
売渡外国為替	62
未払外国為替	90
信託勘定借	969
その他負債	15,824
未決済為替借	100
未払法人税等	139
未払費用	3,010
前受収益	1,577
給付補填備金	0
金融派生商品	4,463
金融商品等受入担保金	384
リース債務	457
資産除去債務	252
その他の負債	5,437
退職給付引当金	1,530
睡眠預金払戻損失引当金	659
偶発損失引当金	284
ポイント引当金	113
再評価に係る繰延税金負債	2,821
支払承諾	5,582
負債の部合計	5,824,416
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
資本準備金	13,653
その他資本剰余金	0
利益剰余金	143,704
利益準備金	9,865
その他利益剰余金	133,838
別途積立金	128,600
繰越利益剰余金	5,238
自己株式	△145
株主資本合計	180,731
その他有価証券評価差額金	4,543
土地再評価差額金	441
評価・換算差額等合計	4,985
純資産の部合計	185,716
負債及び純資産の部合計	6,010,132

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書 (2019年4月1日~2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		55,996
資金運用収益	35,041	
貸出金利息	28,025	
有価証券利息配当金	5,981	
コールローン利息	44	
預け金利息	989	
その他の受入利息	0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	14,170	
受入為替手数料	3,619	
その他の役務収益	10,550	
その他業務収益	4,690	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	3,816	
金融派生商品収益	865	
その他の業務収益	8	
その他経常収益	2,094	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	1,070	
金銭の信託運用益	19	
その他の経常収益	1,002	
経常費用		52,108
資金調達費用	667	
預金利息	559	
譲渡性預金利息	75	
コールマネー利息	32	
債券貸借取引支払利息	0	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	6,470	
支払為替手数料	573	
その他の役務費用	5,896	
その他業務費用	1,034	
外国為替売買損	714	
国債等債券売却損	103	
国債等債券償却	217	
営業経費	34,835	
その他経常費用	9,099	
貸倒引当金繰入額	6,838	
株式等売却損	389	
株式等償却	1,080	
その他の経常費用	791	
経常利益		3,888
特別利益		244
固定資産処分益	0	
その他の特別損益	243	
特別損失		645
固定資産処分損	146	
減損損失	498	
税引前当期純利益		3,486
法人税、住民税及び事業税	1,218	
法人税等調整額	△286	
法人税等合計		931
当期純利益		2,554

連結計算書類

第117期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	1,619,581
買入金銭債権	12,596
商品有価証券	16
金銭の信託	7,450
有価証券	359,468
貸出金	3,855,393
外国為替	1,203
リース債権及びリース投資資産	12,403
その他資産	112,540
有形固定資産	37,795
建物	10,906
土地	22,186
リース資産	358
建設仮勘定	174
その他の有形固定資産	4,170
無形固定資産	5,414
ソフトウェア	2,175
その他の無形固定資産	3,239
繰延税金資産	9,720
支払承諾見返	5,582
貸倒引当金	△18,414
資産の部合計	6,020,752

科目	金額
負債の部	
預金	5,316,600
譲渡性預金	464,867
借入金	2,806
外国為替	153
信託勘定借	969
その他負債	28,225
退職給付に係る負債	6,331
睡眠預金払戻損失引当金	659
偶発損失引当金	284
ポイント引当金	166
特別法上の引当金	0
繰延税金負債	299
再評価に係る繰延税金負債	2,821
支払承諾	5,582
負債の部合計	5,829,766
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
利益剰余金	152,453
自己株式	△145
株主資本合計	189,480
その他有価証券評価差額金	4,874
土地再評価差額金	441
退職給付に係る調整累計額	△3,810
その他の包括利益累計額合計	1,505
純資産の部合計	190,985
負債及び純資産の部合計	6,020,752

招集通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書 (2019年4月1日~2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		63,449
資金運用収益	34,421	
貸出金利息	28,105	
有価証券利息配当金	5,280	
コールローン利息及び買入手形利息	44	
預け金利息	990	
その他の受入利息	0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	15,058	
その他業務収益	11,827	
その他経常収益	2,141	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	2,140	
経常費用		59,073
資金調達費用	675	
預金利息	559	
譲渡性預金利息	73	
コールマネー利息及び売渡手形利息	32	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	8	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	5,463	
その他業務費用	6,402	
営業経費	36,631	
その他経常費用	9,899	
貸倒引当金繰入額	7,452	
貸出金償却	45	
その他の経常費用	2,401	
経常利益		4,376
特別利益		248
固定資産処分益	2	
国庫補助金	3	
その他の特別利益	243	
特別損失		656
固定資産処分損	147	
減損損失	505	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
固定資産圧縮損	3	
税金等調整前当期純利益		3,968
法人税、住民税及び事業税	1,718	
法人税等調整額	△476	
法人税等合計		1,241
当期純利益		2,727
親会社株主に帰属する当期純利益		2,727

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 江見 睦 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高嶋 清彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 丹野 真 助 ㊞

常勤監査等委員 阪路 雅 之 ㊞

監査等委員 赤 城 恵 一 ㊞

監査等委員 原 徹 ㊞

監査等委員 藤 原 隆 ㊞

監査等委員 青野 亜 佐 緒 ㊞

(注) 監査等委員 赤城恵一、原徹、藤原隆及び青野亜佐緒は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元を努めていくこととしております。この配当方針のもと、第117期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案のうえ、1株につき2円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき4円と合わせ、年間の配当金は1株につき6円となります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金2円 総額504,114,074円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

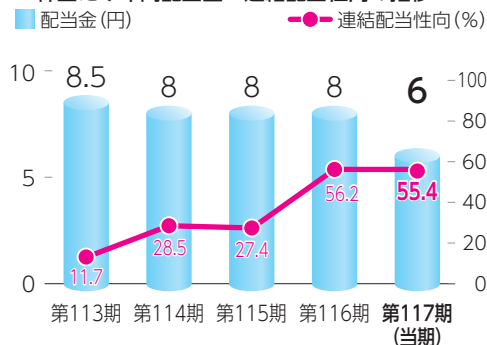
2

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

ご参考

1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化を図ることを目的に4名減員とし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に沿って指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験等を慎重に検討しました。その結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者の氏名等は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は45頁から50頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別） 氏名（年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	きたむらせいし (男性) 再任 社内 北村清士 (満72歳)	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当	100% (23/23回)
2	さとうみのる (男性) 再任 社内 佐藤稔 (満59歳)	専務取締役(代表取締役) 事務本部長 事務本部【正】・人事部【正】担当	95% (22/23回)
3	たけうちせいじ (男性) 再任 社内 竹内誠司 (満61歳)	専務取締役(代表取締役) 郡山営業部長 営業本部【副】担当	100% (23/23回)
4	あおきさとし (男性) 再任 社内 青木智 (満56歳)	専務取締役(代表取締役) 総合企画部【正】・コンプライアンス・リスク 統括部【副】担当	100% (23/23回)
5	さかいみちお (男性) 再任 社内 坂井道夫 (満60歳)	常務取締役コンプライアンス・リスク統括部長 コンプライアンス・リスク統括部【正】・ 総合企画部【副】担当	100% (23/23回)
6	こみやともひろ (男性) 新任 社内 古宮智宏 (満58歳)	常務執行役員営業本部長 営業本部【正】担当	—

(注) 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

新任…新任取締役候補者 再任…再任取締役候補者 社内…社内取締役候補者

候補者
番号

1

きたむら
北村

せいし
清士

生年月日	1947年4月14日生(男性/満72歳)
所有する当行株式の数	108,100株
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月	当行入行	2001年6月	同	常務取締役本店営業部長
1990年3月	同 企画部長代理兼企画課長	2002年6月	同	常務取締役
1992年3月	同 方木田支店長	2004年6月	同	取締役副頭取(代表取締役)
1994年3月	同 須賀川支店長	2007年6月	同	取締役頭取(代表取締役)
1996年6月	同 資金証券部長			監査部【正】担当 (現在に至る)
1998年6月	同 総合企画部長			
1999年6月	同 取締役総合企画部長			

■ 取締役候補者の選任理由

北村清士氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長・本部部長を歴任し、1999年6月に取締役就任。経営者として十分な業務経験と幅広い知見を有しており、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。2007年6月の取締役頭取就任以降は、東日本大震災等変化の大きい環境の中、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担ってまいりました。

こうした中、2018年4月に中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」をスタートし、2年目となる2019年度は、経営環境として先行きの不透明感が強まる中においても、強力なリーダーシップを発揮し事業を牽引するとともに、先駆的に取り組んできたことを考慮し、当行グループのさらなる成長のため適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

みのる
稔

生年月日	1960年11月27日生(男性/満59歳)
所有する当行株式の数	65,300株
取締役会出席率(出席状況)	95% (23回中22回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2012年 6月	同	取締役総合企画部長兼経営戦略調整室長
2002年 3月	同 総合企画部審議役			
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年 5月	同	取締役本店営業部長
2006年 3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2014年 6月	同	常務取締役本店営業部長
2007年10月	同 方木田支店長	2016年 6月	同	専務取締役(代表取締役)事務本部長 事務本部【正】・人事部【正】担当 (現在に至る)
2008年 6月	同 須賀川支店長			
2010年 6月	同 市場金融部長			

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに、市場部門における諸施策の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。2012年6月の取締役就任以降は、経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括、ならびに事務全般の効率化の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行しております。

2016年度より専務取締役に務め、経営企画能力に優れ、バランス感覚と高い信頼性を有していることから、中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」の締めくくり、そして変化に対応できる新たなビジネスモデル構築の実現と、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

たけうち
竹内

せいじ
誠司

生年月日	1958年6月21日生(男性/満61歳)
所有する当行株式の数	80,100株
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2011年6月	同	取締役営業本部副本部長
2000年3月	同 審査部審議役	2012年6月	同	常務取締役営業本部長兼 営業統括部長兼カード事業部長
2002年3月	同 郡山卸町支店長	2013年3月	同	常務取締役郡山支店長
2004年6月	同 矢吹支店長	2013年4月	同	常務取締役郡山営業部長
2006年6月	同 喜多方支店長	2015年6月	同	専務取締役(代表取締役)郡山駐在
2008年3月	同 法人営業部長	2016年6月	同	専務取締役(代表取締役)営業本部長
2010年5月	同 営業本部副本部長兼法人営業部長	2019年6月	同	専務取締役(代表取締役)郡山営業 部長
2010年6月	同 取締役営業本部副本部長兼 法人営業部長			営業本部【副】担当 (現在に至る)
2011年4月	同 取締役営業本部副本部長			
2011年5月	同 取締役営業本部副本部長兼 営業統括部長			

■ 取締役候補者の選任理由

竹内誠司氏は、営業店長ならびに、法人等のお客さまに対する総合取引の推進・営業店支援の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2010年6月の取締役就任以降は、営業店の経営指導・支援、内部監査および人事関連業務の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

あおき さとし
青木 智

生年月日	1963年5月15日生(男性/満56歳)
所有する当行株式の数	24,700株
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2014年3月	同	営業本部副本部長兼営業統括部長
2005年6月	同 本店営業部渉外課長	2014年9月	同	融資部長兼融資管理部長
2008年6月	同 福島西中央支店長	2015年3月	同	融資部長
2010年3月	同 東京事務所副所長	2016年4月	同	総合融資部長
2010年5月	同 東京事務所長	2016年6月	同	執行役員本店営業部長
2012年3月	同 営業本部担当部長	2017年6月	同	取締役本店営業部長
2012年6月	同 営業統括部担当部長兼 カード事業部担当部長	2018年6月	同	常務取締役郡山営業部長
2013年9月	同 営業統括部長兼金融商品営業部 担当部長兼カード事業部担当部長	2019年6月	同	専務取締役(代表取締役) 総合企画部【正】コンプライアンス・ リスク統括部【副】担当 (現在に至る)

■ 取締役候補者の選任理由

青木智氏は、経済金融情勢等諸情報の収集ならびに、営業戦略・施策の企画立案、結果分析・検証の統括や、融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2017年6月の取締役就任以降は、基幹母店における管轄地区内の営業店統括、また本部における経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

さかい
坂井
みちお
道夫

生年月日	1959年5月5日生(男性/満60歳)
所有する当行株式の数	42,200株
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2013年6月	同	取締役総合管理部長
2002年3月	同 総合企画部副部長兼A L M課長	2016年5月	同	取締役総合管理部長兼 コンプライアンス統括室長
2006年10月	同 総合企画部副部長	2016年6月	同	常務取締役総合企画部長兼 総合管理部長
2008年3月	同 総合企画部担当部長	2018年3月	同	常務取締役総合管理部長
2011年4月	同 総合企画部担当部長兼 コンプライアンス統括室長	2018年6月	同	常務取締役コンプライアンス・ リスク統括部長
2011年11月	同 総合企画部担当部長			コンプライアンス・リスク統括部 【正】・総合企画部【副】担当 (現在に至る)
2012年6月	同 総合企画部担当部長兼 リスク統括課長兼人事部担当部長			
2012年9月	同 総合管理部長			

■ 取締役候補者の選任理由

坂井道夫氏は、リスク管理全般および収益管理の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2013年6月の取締役就任以降は、法令等遵守態勢の統括、資本政策の企画立案や内部統制構築の統括、経営の合理化・効率化等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

こみや
古宮 ともひろ
智宏

生年月日	1962年2月22日生(男性/満58歳)
所有する当行株式の数	15,400株
取締役会出席率(出席状況)	—

新任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2017年6月	同	取締役営業本部副本部長
2003年3月	同 本店営業部副部长兼渉外課長	2017年11月	同	取締役営業本部副本部長兼 営業統括部長
2005年6月	同 営業推進部営業推進課長			
2008年6月	同 方木田支店長	2019年5月	同	取締役営業本部副本部長兼 営業統括部長兼ローン事業部長
2010年6月	同 須賀川支店長			
2014年5月	同 営業本部副本部長	2019年6月	同	取締役退任
2014年9月	同 営業本部副本部長兼営業統括部長	2019年6月	同	常務執行役員営業本部長
2015年6月	同 執行役員営業本部副本部長兼 営業統括部長	2019年12月	同	常務執行役員営業本部長兼 営業統括部長
2015年9月	同 執行役員営業本部副本部長	2020年3月	同	常務執行役員営業本部長 営業本部【正】担当 (現在に至る)
2016年6月	同 取締役郡山営業部長			

■ 取締役候補者の選任理由

古宮智宏氏は、営業店長ならびに、営業戦略・施策の企画立案、効果検証の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月の取締役、2019年6月の常務執行役員就任以降は、基幹母店における管轄地区内の営業店統括、また本部における営業店運営の指導・支援、営業推進の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の氏名等は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は52頁から57頁までに記載のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位 および担当	取締役会出席率 （出席状況）	監査等委員会出席率 （出席状況）
1	さかじ まさゆき (男性) 再任 社内 阪路 雅之 (満61歳)	取締役常勤監査等委員	100% (23/23回)	100% (22/22回)
2	いし い たかゆき (男性) 新任 社内 石井 隆幸 (満59歳)	常務取締役いわき営業部長 営業本部【副】担当	95% (22/23回)	—
3	ふじ わら たか (男性) 再任 社外 独立 藤原 隆 (満71歳)	取締役監査等委員(社外)	100% (23/23回)	100% (22/22回)
4	あおの あさお (女性) 再任 社外 独立 青野 亜佐緒 (満49歳)	取締役監査等委員(社外)	100% (23/23回)	100% (22/22回)
5	わた なべ はやお (男性) 新任 社外 独立 渡部 速夫 (満64歳)	取締役(社外)	100% (23/23回)	—
6	なが の さとし (男性) 新任 社外 独立 長野 聡 (満57歳)	—	—	—

(注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

2. 本議案が原案どおり承認されますと、独立社外取締役は4名となり、当行取締役における独立社外取締役の割合は3分の1以上となります。

 …監査等委員としての新任取締役候補者
  …再任取締役候補者
  …社内取締役候補者
 …社外取締役候補者
  …東京証券取引所届出独立役員
  …女性取締役候補者

候補者
番号

1

さかじ まさゆき
阪路 雅之

生年月日	1959年3月15日生(男性/満61歳)
所有する当行株式の数	71,100株
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	100%(22回中22回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2011年6月	同	取締役総合企画部長兼 経営戦略調整室長
2000年3月	同 総合企画部企画課長	2012年6月	同	常務取締役
2001年3月	同 総合企画部副部長兼企画課長	2012年9月	同	常務取締役人事部長
2002年3月	同 富田支店長	2013年6月	同	常務取締役
2004年3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2015年6月	同	専務取締役(代表取締役)
2006年3月	同 新宿支店長	2017年6月	同	取締役退任
2007年6月	同 市場金融部副部長	2017年6月	同	常勤監査役
2007年10月	同 市場金融部長	2018年6月	同	常勤監査役退任
2010年5月	同 総合企画部長	2018年6月	同	取締役(監査等委員) (現在に至る)
2011年4月	同 総合企画部長兼経営戦略調整室長			

■ 取締役候補者の選任理由

阪路雅之氏は、営業店長ならびに、市場部門における諸施策の統括に加え、経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括、従業員等の多様な働き方支援の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し当行グループの事業に精通しております。

また、当行取締役としての経営経験、ならびに常勤監査役・監査等委員としての監査経験を踏まえ、監査等委員として当行の業務執行を監督するのに適切な人材であることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

いしい
石井
隆幸

たかゆき

生年月日	1960年9月30日生(男性/満59歳)
所有する当行株式の数	59,700株
取締役会出席率(出席状況)	95%(23回中22回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	—

新任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2014年9月	同	いわき営業部長
2002年3月	同 平支店上席副支店長兼融資課長	2015年6月	同	取締役いわき営業部長
2005年3月	同 福島卸町支店長	2016年5月	同	取締役いわき駐在
2007年3月	同 猪苗代支店長	2016年6月	同	常務取締役いわき駐在
2009年6月	同 会津一之町支店長	2017年6月	同	常務取締役
2011年6月	同 営業統括部長	2019年5月	同	常務取締役いわき営業部長 営業本部【副】担当 (現在に至る)
2012年3月	同 営業統括部長兼カード事業部長			
2012年6月	同 白河支店長			

■ 取締役候補者の選任理由

石井隆幸氏は、営業店長の経験に加え、営業統括部長として営業戦略の企画立案、進捗管理を統括するなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月の取締役就任以降は、基幹母店における管轄地区内の営業店統括、融資業務全般の統括、ならびに動産・不動産および経費全般の管理統括を適切かつ誠実に遂行してきた実績を踏まえ、今後は当行の監査等委員である取締役として、その経験を業務執行の監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である取締役に選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

ふじわら
たかし
藤原 隆

生年月日	1948年11月8日生 (男性/満71歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	100% (23回中23回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	100% (22回中22回出席)

再任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月	大蔵省入省	2008年 6月	株式会社ジャスダック証券取引所 取締役兼代表執行役会長退任
1977年 7月	米沢税務署長	2008年 6月	電源開発株式会社常任監査役
1989年 6月	東京国税局調査第一部長	2014年 6月	電源開発株式会社常任監査役退任
1992年 7月	大蔵省主税局調査課長	2014年 7月	日本興亜損害保険株式会社 (現：損害保 険ジャパン株式会社) 顧問
1993年 7月	同 証券局証券市場課長	2016年 6月	株式会社東邦銀行 社外監査役 (非常勤・独立役員)
1995年 6月	同 証券業務課長	2016年 6月	日本興亜損害保険株式会社 (現：損害保 険ジャパン株式会社) 顧問退任
1996年 7月	同 総務課長	2018年 6月	株式会社東邦銀行 社外監査役 (非常 勤・独立役員) 退任
1998年 7月	東北財務局長	2018年 6月	同 社外取締役 (監査等委員) (非常勤・独立役員) (現在に至る)
1999年 7月	金融監督庁長官官房審議官		
2000年 7月	金融庁総務企画局審議官 (総務担当)		
2002年 7月	同 総務企画局長		
2003年 7月	金融庁辞職		
2003年 9月	損害保険料率算出機構副理事長		
2006年 6月	損害保険料率算出機構副理事長退任		
2006年 7月	株式会社ジャスダック証券取引所 取締役兼代表執行役会長		

■ 社外取締役候補者の選任理由

藤原隆氏は、大蔵省入省後、東北財務局長、金融庁総務企画局長を歴任したほか、株式会社ジャスダック証券取引所取締役兼代表執行役会長も務めるなど豊富な要職の経験と、卓越した幅広い知見を有し、2016年6月以降、金融機関における勤務経験にて培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地から監査を行っております。

同氏は監査等委員として、独立した立場から業務執行を監督する役割・責務を果たすために適切な人材として、引き続き監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

藤原隆氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

藤原隆氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

4

あおのあさお
青野亜佐緒

生年月日	1970年6月13日生 (女性/満49歳)
所有する当行株式の数	5,000株
取締役会出席率(出席状況)	100% (23回中23回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	100% (22回中22回出席)



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月	アメリカンファミリー生命保険株式会社入社	2012年10月	フロンティア・マネジメント株式会社へ外向
1996年 3月	アメリカンファミリー生命保険株式会社退職	2014年 3月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）へ帰任（現在に至る）
2002年10月	東京弁護士会登録 山浦法律事務所入所	2015年 6月	株式会社東邦銀行 社外取締役（非常勤・独立役員）
2005年 4月	山浦法律事務所退所	2018年 6月	同 社外取締役 （非常勤・独立役員）退任
2005年10月	中島成総合法律事務所入所	2018年 6月	同 社外取締役（監査等委員） （非常勤・独立役員） （現在に至る）
2008年 4月	中島成総合法律事務所退所		
2008年 5月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）入所		
2009年 7月	フロンティア・マネジメント株式会社へ外向	2018年10月	国立大学法人室蘭工業大学 監事 （現在に至る）
2010年 6月	奥野総合法律事務所（現：弁護士法人奥野総合法律事務所）へ帰任		

■ 社外取締役候補者の選任理由

青野亜佐緒氏は、弁護士としての専門的知見を活かした各分野における豊富な経験に加え、2015年6月からは当行の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当行意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、大局的かつ専門的な見地から監査を行っております。

同氏は監査等委員として、独立した立場から業務執行を監督する役割・責務を果たすために適切な人材として、引き続き監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、当行が法律相談等を依頼している弁護士法人奥野総合法律事務所に勤務しておりますが、当行から同法律事務所に対しては、多額（過去3年平均で年間1,000万円以上）の金銭等の支払いはございません。また、当行から同氏に対しては、役員報酬以外の支払いはございません。

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

青野亜佐緒氏の当行社外取締役在任期間は3年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。

候補者
番号

5

わたなべ はや お
渡部 速夫

生年月日	1956年1月12日生(男性/満64歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	100%(23回中23回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	—

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 入行	2016年6月	株式会社東邦銀行 社外取締役(非常勤)
1996年4月	同 総務部課長	2016年6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役退任
2003年6月	同 財務部長	2018年6月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役退任
2005年6月	同 調査部長	2018年6月	エイブリック株式会社 常勤監査役 (現在に至る)
2006年6月	同 東北支店長	2019年3月	株式会社東邦銀行 社外取締役 (非常勤・独立役員) (現在に至る)
2009年6月	同 監査役室長		
2010年6月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 退職		
2010年6月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役		
2012年6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役		

■ 社外取締役候補者の選任理由

渡部速夫氏は、株式会社日本政策投資銀行東北支店長、同監査役室長等要職を歴任し、金融政策全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に加え、2016年6月からは当行の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当行意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。

この実績を踏まえ、今後は当行の監査等委員である社外取締役として、独立した立場から、その経験を業務執行の監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

渡部速夫氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、過去に同氏の実兄・義姉が当行と銀行取引を有する先の業務執行者でしたが、現在は、当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

渡部速夫氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

6

ながの
長野 聡

生年月日	1962年9月2日生 (男性/満57歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	—
監査等委員会出席率(出席状況)	—

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	日本銀行入行	2018年 2月	日本銀行退職
1998年 5月	同 考査局調査役	2018年 3月	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 (現在に至る)
2001年 5月	同 信用機構室調査役		
2004年 1月	同 ロンドン事務所		
2006年 4月	同 システム情報局企画役	2018年 6月	スルガ銀行株式会社社外取締役
2007年 7月	同 総務人事局企画役	2019年 5月	株式会社エスケイジャパン社外取締役
2008年 7月	同 総務人事局参事役	2019年 6月	スルガ銀行株式会社社外取締役退任
2009年 5月	同 北九州支店長	2020年 4月	弁理士登録
2011年 7月	同 大阪支店副支店長	2020年 5月	株式会社エスケイジャパン社外取締役 退任
2014年 6月	同 金融機構局審議役		
2017年 8月	同 金融研究所シニア・リサーチ・ フェロー		

■ 社外取締役候補者の選任理由

長野聡氏は、日本銀行入行後、北九州支店長や大阪支店副支店長等を歴任、同金融機構局においては地域金融機関に関するモニタリングに従事される等、金融政策全般にわたる幅広い知見に加え、弁護士としての業務経験も有しています。その高い見識から今後は当行の監査等委員である社外取締役として、独立した立場から、その経験を業務執行の監督強化に活かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏が勤務する弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所と当行の間取引関係はなく、同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

(注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、藤原隆氏および青野亜佐緒氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、渡部速夫氏および長野聡氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以上

<ご参考> 社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。

A. 上記（1）～（5）に該当する者

B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3) 「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5) 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6) 「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7) 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り書面またはインターネット等により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会のご出席につきましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分ご留意いただき、ご来場を見合わせていただくことも慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。ご確認くださいませようお願い申し上げます。(http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html)



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。